

#### 質問④ 調整交付金について

##### 【原則定率国庫負担分の減少に充てるべきという意見】

- 県調整交付金引上げ分の2%は、定率国庫負担の減額分に充てていただきたい（同様の意見を17団体から）
- 共同安定化事業分は県の別予算で支援

##### 【一部財政共同安定化事業への活用を認めるという意見】

- 共同安定化事業の拡大までは療養給付費削減分として交付。拡大後は超過負担補填財源として一定割合を活用
- まず、定率負担2%減の補填。共同事業の拡大の財源は最小にとどめ、特別調整交付金で調整、なお対応が難しい場合今回の引き上げ分の活用
- 対象医療費の拡大までの間は、医療費実績に応じて2%相当分を配分
- 平成27年度までは定率で
- 財政共同安定化事業への配分もやむをえない
- 定率国庫負担分の減少幅が少なくなるように、普通調整交付金にできるだけ算入してもらいたい
- 2%を全額特別調整交付金にするのは好ましくない

##### 【保険財政共同安定化事業の補てんに充てるべきという意見】

- 保険財政共同安定化事業で膨らむ市町村の負担に充てるべき（同様の意見を9団体から）
- 3%について、財政的に影響の大きな市町村に再配分
- 特調分への拡大が懸念。拠出超過となる保険者への対応を引き上げ分の範囲内において対応を検討願う
- 保険財政共同安定化事業で膨らむ市町村の負担に充て、残額を国庫負担金の減額補填に充てる
- 定率国庫負担の縮減と事業拡大の拠出増の軽減に均等に充てる

##### 【その他】

- 医療給付費等に対する割合を極端に変更されることが無いように
- 共同安定化の補填に調整交付金を使うのであれば、国調交の財政調整、県調交の基本交付額の廃止

## その他自由意見

### 【シミュレーションについて】

- 被保数割が50を超える場合について試算上の議論をしておくことも必要
- 検討作業の中で、県内で統一した場合の保険料率の算定を行ってはどうか
- 税制抜本改革時に実施される基盤安定の拡大等も検討していただきたい
- 所得や被保数等の按分率が1.8前後の平均的市町村と県で3案くらいの算出案を作成して、その中で決定する

### 【共同安定化事業への対応について】

- 所得割を導入することで更なる格差を乗じる恐れもある
- 平成27年度前に共同事業の拡大を実施する根拠が弱い
- 国民健康保険税の値上げの必要に迫られない制度改正をお願いしたい
- 所得の低い、規模の小さい市町村に配慮した制度設計をお願いしたい
- 共同事業のマイナス分は全額県費で補助していただく

### 【その他】

- 広域化に伴う標準保険料の算定方式を示していただきたい
- 県を運営主体とする広域化の導入について早急に検討いただきたい
- 他県の状況を調査願いたい